

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年6月27日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年6月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室設置の遠隔操作監視装置(NO.25)において、動作不良(巡回操作不可)が認められたため、当該遠隔操作監視装置を点検。	GⅢ	
2	その他	保安検査官問い合わせによる「平成23年度下期 発電所長レビュー実施議事録」の記載内容の確認において、マニュアルの要求事項であるアウトプット項目となっている「資源の必要性」に関する意思決定及び処置の記載が確認できなかったため、発電所長レビュー議事録または資料の作成方法の見直し検討。	GⅡ	